

桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式 整備事業

実施方針(変更版)

令和5年6月

桑名市上下水道部

【実施方針】

目 次

1 目的.....	1
2 本事業の概要.....	1
3 対象施設	3
4 応募者の構成及び事業スキーム	4
5 応募者の備えるべき応募資格	5
6 事業者の募集及び選定の手順及び日程.....	11
7 プロポーザル応募に関する留意事項	11
8 事業者の選定方法.....	14
9 契約に関する事項	15
10 対価の支払い.....	18
11 桑名市と事業者の責任分担.....	20
12 実施方針に関する質問受付等.....	23
13 モニタリング.....	24
14 その他	24

【巻末】

基幹管路更新工事発注箇所

1 目的

この実施方針は、桑名市が「桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業」(以下「本事業」という。)をDB(Design-build)方式により実施するにあたり、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方等を明らかにすることを目的とする。

2 本事業の概要

1) 事業の目的

「桑名市上水道事業基本計画」で抽出した基幹管路のうち導水管・送水管及び桑名市上下水道部で予定している他事業に関わる路線を対象とし、耐震管として整備することを目的とする。

2) 事業名称

桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業

3) 事業箇所

- ・桑名市大字西方地内ほか
- ・桑名市大字西別所地内ほか
- ・桑名市星見ヶ丘二丁目地内ほか
- ・桑名市大字上野地内ほか
- ・桑名市多度町御衣野地内
- ・桑名市大字島田地内ほか

上記、6工区を対象とする。(巻末 基幹管路更新工事発注箇所 参照)

4) 事業主体

桑名市

5) 事業方式

設計・施工一括発注方式(DB方式)

6) 業務内容

ア) 設計業務

- ① 調査業務
- ② 詳細設計業務
- ③ 設計に伴う各種申請等の補助業務(関係機関等との協議調整含む)

イ) 工事業務

- ① 工事業務(各種工事及び工事現場管理含む)
- ② 工事に伴う各種許認可等の申請業務(関係機関等との協議調整含む)
- ③ 出来高精算業務

7) 事業期間

令和 11 年2月 28 日まで

8) 事業スケジュール

事業のスケジュールは以下のとおり予定している。

ア) 設計及び工事請負契約の締結 令和 6 年 3 月

イ) 設計・工事期間 契約締結日から令和 11 年2月 28 日
(事業者提案により短縮可能)

3 対象施設

本事業の対象施設の概要は以下に示すとおりとする。計画布設ルート図を巻末に示す。

工区	場所	配管延長	備考
1	西方配水場送水管	DIP(GX) φ 400 L=1415.3 m DIP(GX) φ 200 L=3.0 m	
2	町屋水源地送水管	DIP(GX) φ 400 L=1340.0 m	接続箇所国道 あり
3	大山田配水場送水管	DIP(GX) φ 400 L=676.0 m DIP(GX) φ 300 L=5.0 m DIP(GX) φ 200 L=20.0 m	県道
4	町屋水源地導水管(管更生)	管更生 250A L=365.6 m DIP(GX) φ 250 L=77.6 m	将来送水管 転用あり
5	多度南部配水場送配水管	DIP(GX) φ 250 L=896.2 m DIP(GX) φ 200 L=896.2 m	多度9号水源地 新設整備事業との調整要
6	南部水源地送水管	DIP(GX) φ 300 L=2745.4 m	
合計		DIP L=8074.7 m 管更生 L=365.6 m	

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

※工区5の工事については令和8年度末まで、工区1及び工区2の工事については令和9年度末までに完了をすること。その他の工区については、優先順位等の定めはない。

※DIP:ダクタイル鋳鉄管 GX:GX 形継手

4 応募者の構成及び事業スキーム

1) 応募者の構成

- ア) 応募者は、複数の企業等により構成される特別目的会社 (SPC) 又は特定建設工事共同企業体 (以下、「特定JV」という。) とする。特別目的会社 (SPC) 又は特定JVを構成する企業を「構成員」とする。
- イ) すべての構成員が本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。また、各構成員は、特定 JV の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結する。
- ウ) 特別目的会社 (SPC) 又は特定 JV は設計企業1者、建設企業2者を基本とし、建設企業に関しては、建設業法の規定による特定建設業の許可を受けている市内業者を少なくとも1者含めなければならない。
- エ) 同一企業が建設企業、設計企業を兼ねることができる。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることができない。
- オ) 応募者の代表企業は、建設企業とし、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る事業全体の業務を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。

2) 応募者の所在地について

本実施方針において示す所在地の定義は、次のとおりとする。

ア) 市内業者

桑名市内にある本社又は本店で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者。

イ) 準市内業者

本社又は本店が桑名市外にあるが、桑名市内にある支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者。

ウ) 県内業者

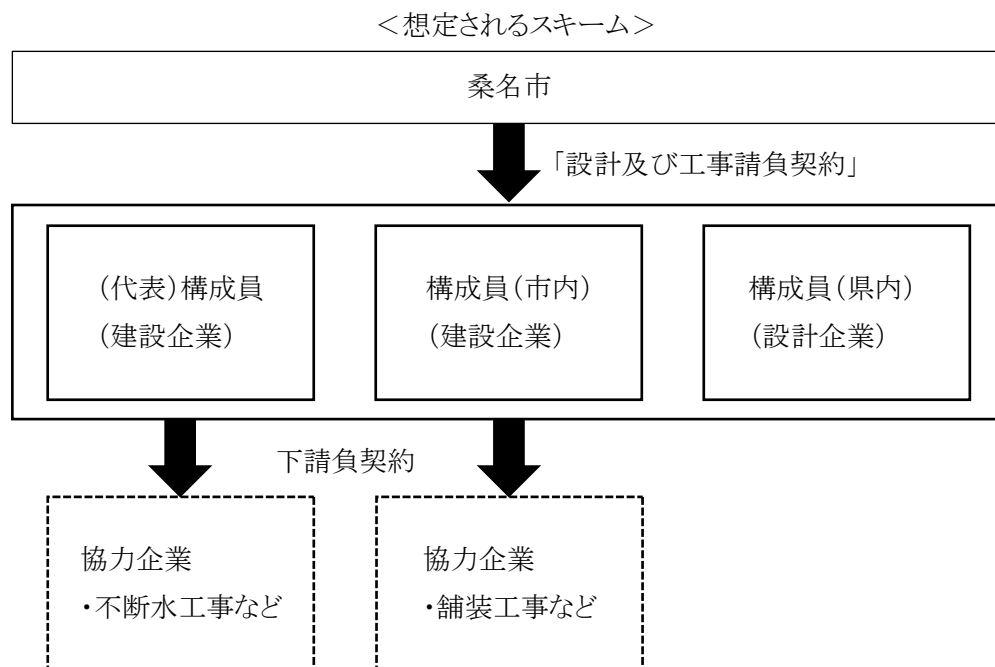
桑名市を除く三重県内にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者。

エ) 県外業者

三重県外にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者。

3) 事業スキーム

本事業の事業スキームは、次図に示すとおりとする。



5 応募者の備えるべき応募資格

1) 応募者の応募資格要件

ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者。

イ) それぞれ①から②までに掲げる者。

① 建設企業 発注する工事の業種について、必要な建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条による許可を有する者。

② 設計企業 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示 717 号)第2条の規程による登録を受けている者。

ウ) 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者で、契約期間内に入札参加資格を失効する恐れのない者。

エ) 発注する工事等の種別ごとに次のとおり技術者を確保できている者。

① 建設工事案件に配置を予定する現場代理人及び建設業法第 26 条に定める資格を有する監理技術者(以下「技術者等」という。)を適正に確保できている者。

② 測量・建設コンサルタント等業務対象案件に必要な資格を有する技術者を適正に確保できている者。

オ) 電子交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者。

カ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、提案書受付

開始の日までに桑名市一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者。

キ) 建設企業にあつては、参加資格審査申請書類の受付日以前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出でき、かつ、契約期間内において経営事項審査の有効期間に空白が生じることのないよう経営事項審査を受審できる者。

ク) 建設業法その他の法令、規則等に違反していない者。

ケ) 募集要項等において示す参加資格要件を満たす者。

コ) 国税及び地方税を滞納していない者。

2) 配置を予定する技術者等について

配置を予定する技術者等については、次のとおりとする。

ア) 配置予定の技術者等は、契約締結日の前日以前3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有していることを必要とする。

イ) 建設企業にあつては、配置予定の統括責任者は契約締結日の前日、監理技術者及び現場代理人は現場着手日の前日に他の工事に従事する技術者等であつてはならない。

ウ) 現場専任を要しない工事等において、1人の主任技術者が兼任できる工事件数については、兼任する工事の契約金額の合計が 4,000 万円(建築一式工事のみの場合は 8,000 万円)未満の場合に限り3件まで兼任を認める。ただし、兼任する工事等の契約金額が全て 500 万円未満である場合は、適用しない。

エ) 設計企業に配置する技術者等にあつては次のとおりとする。

① 配置する技術者は、業種に応じてそれぞれ次のとおり設定する。

② 「建設コンサルタント」業務の場合は「管理技術者」及び「照査技術者」を配置すること。管理技術者と照査技術者については、兼務を認めない。

③ 管理技術者及び主任技術者については、手持ち業務件数の制限を設ける。兼務できる業務は桑名市発注業務において3件以内とする(随意契約による業務及び予定価格 50 万円以下の業務を除く)。

オ) 参加資格審査申請書類の提出の際、配置予定技術者は複数名届け出ることができる。

カ) 提案書を提出した後から、契約締結日の前日までの間に他の工事等を受注したことにより配置予定の技術者等を配置できなくなった場合は、直ちに辞退届を提出し、当該優先交渉権者を辞退すること。

キ) 優先交渉権者の参加資格の審査において、(一財)日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(CORINS)、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)等により配置予定の術者等の専任制違反や手持ち制限件数の超過等が確認された場合、当該優先交渉権者を失格とし、次点交渉権者と契約交渉を行う。

ク) 本事業は、現場代理人の常駐義務を工事現場における運営、取締り及び権限の行使に

支障がない場合は緩和できる。この適用を受けようとするときは、桑名市と協議のうえ、期間、連絡方法、その他必要な事項を記した書類を提出すること。

ケ) 監理技術者等の途中交代については、「監理技術者制度運用マニュアル(最終改正令和4年12月23日国不建第457号)」による。

3) 準市内業者・県内業者・県外業者に必要な資格要件

建設企業の内、準市内業者・県内業者・県外業者に当たる者は次のア)からキ)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

ア) 建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。

イ) 桑名市入札参加資格者名簿において「土木一式」に登録されていること。

ウ) 募集要項の公表日現在、建設業法第3条の規定による建設業法の許可を有すること。

エ) 総合評定通知書の総合評定値(P点)が土木一式で1,100点以上を満たす者であること。

オ) 平成20年度(15年間の実績)から応募資格要件確認基準日までに、地方公共団体が発注する水道事業又は工業用水道事業における口径400mm以上のダクタイル鋳鉄管(GX、NS、S、SⅡ継手)の布設または布設替工事の元請としての完成実績(完成認定書または証明書)があること。

カ) 次の要件を満たす監理技術者を本事業現場に専任又は、特例監理技術者及び本事業現場に専任で監理技術者補佐を配置できること。なお、応募者と、本事業に係る参加資格審査申請書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約締結日の前日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

① 1級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有すること。

* 同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

a 1級建設機械施工管理技士

b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者

c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」(選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」に限る)、「森林部門」(選択科目を「森林土木」に限る)、「水産部門」(選択科目を「水産土木」に限る)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」、「農業-農業農村工学」、「森林-森林土木」又は「水産-水産土木」に限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者

② 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐にあつては、「監理技術者資格者証(土木工事)」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

キ) 次の①から②までのいずれかの要件を満たす水道配管技能士を管布設工事時に配置すること。水道配管技能士と現場代理人との兼務は可とする。

① 日本水道協会の配水管工技能講習会「大口径管講習会」を受講した大口径管登録者

② 日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会を受講し、受講証「耐震管(呼び径 500 以

上)」を取得した者

4) 市内業者に必要な資格要件

建設企業の内、市内業者に当たる者は次のア)からカ)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

ア) 桑名市内にある本社又は本店で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者であり、桑名市入札参加資格者名簿において「土木一式」に登録されていること。また、募集要項の公表日現在、建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。

イ) 総合評定通知書の総合評定値(P点)が土木一式で730点以上を満たす者であること。

ウ) 平成20年度(15年間の実績)から応募資格要件確認基準日までに、「土木一式」の元請としての完成実績があること。

エ) 桑名市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。

オ) 次の要件を満たす監理技術者を本事業現場に専任又は、特例監理技術者及び本事業現場に専任で監理技術者補佐を配置できること。なお、応募者と、本事業に係る参加資格審査申請書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約締結日の前日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

① 1級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有すること。

*同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

a 1級建設機械施工管理技士

b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者

c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」(選択科目を「農業農村工学」又は「農業土木」に限る)、「森林部門」(選択科目を「森林土木」に限る)、「水産部門」(選択科目を「水産土木」に限る)又は「総合技術監理部門」(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」、「農業-農業農村工学」、「森林-森林土木」又は「水産-水産土木」に限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

② 監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐にあつては、「監理技術者資格者証(土木工事)」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

カ) 次の①から②までのいずれかの要件を満たす水道配管技能士を管布設工事時に配置すること。水道配管技能士と現場代理人との兼務は可とする。

① 日本水道協会の配水管工技能講習会「大口径管講習会」を受講した大口径管登録者

② 日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会を受講し、受講証「耐震管(呼び径500以上)」を取得した者

5) 代表企業に必要な配置技術者

ア) 代表企業は、統括責任者、監理技術者及び現場代理人を配置すること。

イ) 統括責任者は、ウ)の要件を満たす者でなければならない。

- ウ) 代表企業は、5. 3)「準市内業者・県内業者・県外業者」に必要な資格要件カ)の要件を満たす監理技術者を配置すること。
- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ)に掲げる者のほか、建設業法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 代表企業は、5. 3)「準市内業者・県内業者・県外業者」に必要な資格要件キ)の要件を満たす水道配管技能士を管布設工事時に配置すること。ただし構成員の者が配置している場合は除く。
- カ) 市内業者が代表企業となる場合、5. 3)「準市内業者・県内業者・県外業者」と同様の資格要件を求めるものとする。

6) 構成員に必要な配置技術者

- ア) 構成員は、5. 3)「準市内業者・県内業者・県外業者」に必要な資格要件カ)の要件を満たす主任技術者を配置すること。
- イ) 構成員は、5. 3)「準市内業者・県内業者・県外業者」に必要な資格要件キ)の要件を満たす水道配管技能士を管布設工事時に配置すること。ただし代表企業の者が配置している場合は除く。

7) 設計企業に必要な資格要件・必要な配置技術者

設計企業は次のア)からカ)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 建設コンサルタント登録規定(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第2条の規定に基づく登録(登録部門は「上水道及び工業用水道部門」に限る)を受けているものであること。
- イ) 有資格業者名簿において測量及び建設コンサルタント等業務の「建設コンサルタント等業務」のうち「上水道及び工業用水道」に登録されていること。
- ウ) 次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者及び担当技術者として配置できること。
なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認めない。
 - ① 管理技術者にあつては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門(上水道及び工業用水道)」、または総合技術監理部門を「上下水道(上水道及び工業用水道)」とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - ② 照査技術者にあつては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門(上水道及び工業用水道)」、または総合技術監理部門を「上下水道(上水道及び工業用水道)」とするものに合格し、同法による登録を受けている者、または技術管理者(上水道及び工業用水道)、または RCCM(上水道及び工業用水道)の有資格者とする。
 - ③ 応募者と、本事業に係る参加資格審査申請書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- エ) 上記ウ)に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- オ) 平成 20 年度(15 年間の実績)から応募資格要件確認基準日までの間に、配水管設計

(開削工法)における大口径(呼び径 400 mm 以上)の布設替詳細設計業務の完了実績を有する者であること。

- カ) 募集要項の公表日現在、三重県内にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者であり、桑名市入札参加資格者名簿において「土木関係コンサルタント-上水道及び工業用水道」に登録されている者とする。
- キ) 建設企業と兼務する場合は上記ウ)～エ)までの要件を満たす者を配置すること。

8) 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- ア) 桑名市水道管路更新事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)の審査委員と資本面又は人事面において関連がある者。
- イ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている者と資本面又は人事面において関連がある者。「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。
なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている者は以下のとおりである。

- ・株式会社 日水コン
- ・虎ノ門南法律事務所

9) 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日まで
の間、5.「応募者の備えるべき応募資格」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

ア) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該特別目的会社(SPC)又は特定JVを失格とする。

イ) 構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに桑名市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を認める。

6 事業者の募集及び選定の手順及び日程

本事業に係る事業者の募集及び選定にあたっては、次の手順及び日程で行うことを予定している(日程は都合により変更する場合がある)。

実 施 事 項	日 程
実施方針の公表	令和5年3月 27 日(月)
実施方針に関する質問受付	令和5年3月 27 日(月) ～4月 10 日(月)
実施方針等に関する質問の回答公表	令和5年6月2日(金)
募集要項等の公表	令和5年7月下旬
募集要項等に関する質問受付	令和5年7月下旬～8月下旬
募集要項等に関する質問の回答公表	令和5年9月下旬
応募表明書及び参加資格審査申請書類受付	令和5年 11 月上旬～下旬
提案書受付	令和5年 12 月上旬～下旬
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和6年1月上旬
選定審査	令和6年1月上旬～2月下旬
審査結果の通知	令和6年2月下旬
契約条件等協議	令和6年2月下旬～3月下旬
設計業務及び工事請負契約の締結	令和6年3月下旬

7 プロポーザル応募に関する留意事項

1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、桑名市が本事業の公表及び桑名市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、桑名市に提出された資料は、桑名市情報公開条例(平成 29 年桑名市条例第 1 号)に基づき、開示請求があった場合、公開することができる。開示に際しては、同条例第 15 条第 2 項の規定に基づき、開示に対する意見照会を行い、当該提案書等を作成した応募者に対し、意見書の提出する機会を与えるものとする。

5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

桑名市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- イ) 事業名及び見積金額のない書類
- ウ) 代表企業名、構成員名及び押印のない又は不明瞭な書類
- エ) 事業名に誤りのある書類
- オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類
- カ) 見積金額を訂正した書類
- キ) 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類
- ク) 提案書類の受付期間締切までに後述する書類提出先に到達しなかった書類
- ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、8.「事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

8 事業者の選定方法

1) 応募資格の審査

ア) 応募資格審査書類の審査

桑名市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ) 応募資格要件の審査

桑名市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

ウ) 応募資格審査結果の通知

桑名市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

2) 提案書類の確認

桑名市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

3) 提案価格・基礎審査

ア) 提案価格審査

桑名市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

イ) 基礎審査

桑名市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

ウ) 結果の通知

桑名市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程に応募者に伝える。

4) 選定委員会

事業者の選定にあたり、桑名市は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

5) プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に

対し、ヒアリングを行う。

6) 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、事業者選定基準の公表時に明らかにする。

7) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち、特定の項目で評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。特定の項目は、事業者選定基準の公表時に明らかにする。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

8) 優先交渉権者の決定

桑名市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

9) 審査結果の通知及び公表

桑名市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、桑名市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

9 契約に関する事項

1) 契約内容の協議

桑名市と優先交渉権者は、募集要項、要求水準書、設計及び建設工事請負契約書(案)、事業者の提案書類に基づき、契約内容の協議を行う。協議には提案書類の記載事項の再確認を含む。契約内容は、原則として、提案書類提出時までに未定であったもの以外は変更しないものとする。

2) 契約の締結

桑名市は、契約内容の協議に基づき、優先交渉権者と契約を締結する。

3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

4) 契約の解除

優先交渉権者が5. 9)「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、桑名市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、5. 9)イ「構成員が資格要件を喪失した場合」において、新たに桑名市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を桑名市が認めた場合は、この限りではない。

5) 契約保証金

本契約は、契約保証金を要し、その金額は契約金額の10分の1以上とする。

6) 契約の枠組み

桑名市と事業者は、設計及び工事の複数年業務を、一括契約として締結する。契約額は、事業者の提案書類に示される見積額とする。

事業者は工区ごと対象施設の設計を行って、工事図面及び見積書(金入設計書)を作成し、桑名市が設計内容及び工事設計額(見積書提出年度を基準とする)を検査し承諾した後、事業者は工事に着手する。

最終年度前年(令和9年度)8月末までに全工区の精算金額を確定するものとする。

7) 支払方法

設計及び工事に要する費用は、各年度1回支払う予定としている。

前 金 払: 認める。

中間前金払: 認める。

部 分 払: 工区ごと設計・工事完成時に行う。

最 終 払: 全ての設計・工事完成時に行う。

前金払及び中間前金払については、桑名市公共工事前金払取扱要綱に基づいて支払いを行うものとする。

各年度の支払限度額は、以下のとおり予定している。

- ・令和6年度: 契約金額の39.6%
- ・令和7年度: 契約金額の15.1%
- ・令和8年度: 契約金額の15.1%
- ・令和9年度: 契約金額の15.1%
- ・令和10年度: 契約金額の15.1%

上記割合は現時点の予定であり、事業者の提案に基づき協議し、契約時に定める。支払い

限度額については、当初契約時の提案価格とする。

8) 精算について

優先交渉権者と桑名市は、詳細設計の完成後、提案書類に示す提案価格と見積上限価格との率(請負率)を踏まえた詳細設計工事額に基づき見積書(金入設計書)を徴取した上で、精算額を決定する。

(算定方法)

工事請負価格＝設計業務の詳細設計に基づく桑名市の積算基準による積算価格×請負率

請負率＝提案価格／見積上限価格

10 対価の支払い

1) 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項目		該当する業務	備考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
工事	工事費	工事業務	
		各種認可等申請業務	
		出来高精算業務	

2) 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、桑名市が調達するものとする。ただし、各工区に行う検査に要する費用については事業者の負担とする。

3) 物価変動による工事費の変更

ア) 桑名市及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から12ヵ月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適當になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。

イ) 桑名市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費(事業契約に定められた工事費をいう。以下、同じ。)と変動後工事費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。)との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。

ウ) 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき桑名市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、桑名市は変動後工事費を定め、事業者に通知する。

エ) 上記ア)の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記ア)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

オ) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適當となったと認められる場合は、桑名市又は事業者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。

カ) 予想することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適當となった場合は、桑名市又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。

キ) 上記カ)の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、桑

名市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、桑名市は工事費を変更し事業者に通知する。

ク) 上記カ)又は前項の協議の開始日については、桑名市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、桑名市が上記ア)、オ)又はカ)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、桑名市に通知することができる。

ケ) 様式等この定めがないものは、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第 25 条第6項(インフレ条項)運用マニュアル(暫定版)(平成 26 年2月三重県県土整備部(三重県公共事業総合推進本部))」に準拠する。

【参考:請負代金の変更方法】

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下、「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。また、スライド額については万円単位で丸めるものとする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}}=[P2-P1-(P1 \times 1/100)]$$

この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S増:増額スライド額(万円単位)

P1:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2:変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α :単価合意比率又は請負比率、Z:官積算額)

$P1 \times 1/100$:受注者負担額(万円未満切上げ)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}}=[P2-P1+(P1 \times 1/100)]$$

この式において、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減:減額スライド額(万円単位)

P1:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2:変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α :単価合意比率又は請負比率、Z:官積算額)

$P1 \times 1/100$:発注者負担額(万円未満切捨て)

スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

4) 建設工事で予定している財源内訳

ア) 財源の構成

建設工事の財源は次のとおりである。

『事業費＝自己資金(交付金を含む)＋企業債』

イ) 財源の内訳

事業費から自己資金(交付金を含む)を除いた残りは全て企業債とする。

5) 部分払いについて

工区ごと工事が完成した段階で部分払いを請求することができる。ただし桑名市が定める検査を受検合格し、支払い限度額内とすることを条件とする。

この場合は次の式により算定する。

部分払いの額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ (9/10-前払金額/請負代金額)

11 桑名市と事業者の責任分担

1) 基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、桑名市がそのすべて又は一部を負うこととする。

2) 予想されるリスクと責任分担

本事業で予想されるリスクについて、桑名市と事業者の分担概略を次表に示す。なお、詳細については、今後公表予定の契約書(案)に規定することとし、最終的に契約書で明文化する。

(共通事項)

リスクの種類		リスクの内容		リスクの負担者	
				発注者	事業者
契約リスク	手続きリスク	1)	説明書、手続き等の誤り・内容の変更によるもの	○	
	契約リスク	2)	発注者の事由による契約の未締結	○	
		3)	事業者の事由による契約の未締結		○
制度関連リスク	法令変更リスク	4)	法制度・許認可の新設・変更によるもの(本事業に直接の影響を及ぼすもの)	○	
		5)	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	消費税変更リスク	6)	設計及び建設業務に係る消費税の変更によるもの	○	
	税制変更リスク	7)	法人の利益に係る税制度の変更によるもの(法人税率等)		○
		8)	本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
	許認可リスク	9)	発注者の事由による許認可等取得遅延	○	
		10)	上記以外の事由による許認可等取得遅延		○
社会リスク	第三者賠償リスク	11)	発注者の提示条件、指図、行為を直接の原因とする事業期間中の事故によるもの	○	
		12)	上記以外によるもの		○
	住民対応リスク	13)	本事業の実施そのものに関する地元合意形成	○	
		14)	事業者が行う業務(調査・工事)に関する地元合意形成		○
	環境リスク	15)	発注者が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		16)	事業者が行う業務に起因する環境の悪化		○
経済リスク	保険リスク	17)	設計及び建設段階のリスクをカバーする保険		○
	金利変動リスク	18)	本事業に係る、金利変動に係る費用増減リスク		○
	物価変動リスク	19)	本事業に係る、インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)		○
		20)	本事業に係る、インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
その他リスク	安全確保リスク	21)	設計・建設における安全性の確保		○
	債務不履行リスク	22)	発注者の事由による(発注者の債務不履行、埋蔵文化財の発見等)工事の中止・延期	○	
		23)	発注者の事由による支払の遅延・不能によるもの	○	
		24)	事業者の事由による(事業破綻、事業放棄等)工事の中止・延期		○
	不可抗力リスク	25)	本事業に係る、戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	△

○:主負担

△:従負担(不可抗力における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は発注者が負担する。)

リスクの種類		リスクの内容		リスクの負担者	
				発注者	事業者
調査設計段階のリスク	測量・調査リスク	1)	発注者が実施した測量・調査に関するもの	○	
		2)	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計リスク	3)	発注者の事由(提示条件や配管ルート等の大幅な変更等)による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
		4)	事業者の事由(提案の不備、事業者の事由による履行遅れ、設計不備等)による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○
建設段階のリスク	用地リスク	5)	本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		○
		6)	土壌汚染、地下埋設物(既存資料で把握及び想定不可能なもの)に関するもの	○	
		7)	地下埋設物(既存資料で把握及び想定可能なもの)に関するもの		○
		8)	文化財の存在に関するもの	○	
	工事遅延リスク	9)	発注者の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延・未完工工事費の増大	○	
		10)	事業者の事由による工事の遅延・未完工工事費の増大		○
	工事費増大リスク	11)	発注者の事由による設計変更等に伴う工事費の増大	○	
		12)	想定が困難な地下構造物や他企業埋設物等の移設費等に伴う工事費の増大	○	
		13)	事業者の事由による工事費の増大		○
	要求性能リスク	14)	要求水準不適合(施工不良を含む)		○
	工事監理リスク	15)	工事の監理に関するもの	○	
	工事管理リスク	16)	工事の現場管理に関するもの		○
	引渡前損害リスク	17)	本施設の引き渡し前に、本施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○

○:主負担

△:従負担(不可抗力における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は発注者が負担する。)

12 実施方針に関する質問受付等

1) 質問の受付・回答

ア) 質問の受付

実施方針に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施方針の公表から令和5年4月10日(月)午後4時00分まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和5年4月12日(水)午後4時00分までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	実施方針-様式1「実施方針に関する質問書」に記入のうえ、添付ファイル(Excel形式)として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【桑名市基幹管路耐震化設計施工一括方式整備事業の実施方針に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	12.2)「問い合わせ、各書類提出先」に記載の担当窓口
注意事項	質問者は、本事業に応募を検討する企業とする。

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと桑名市が認めたものを除き、下記要領にて公表する(電話や窓口等での直接回答は行わない)。

公表日	令和5年6月2日(金)
ホームページアドレス	https://www.city.kuwana.lg.jp/

2) 問い合わせ、各書類提出先

問い合わせ等の窓口は、以下のとおりとする。

〒511-0198
三重県桑名市多度町多度1丁目1番地1
三重県桑名市上下水道部 水道課 計画係(担当:木村)
TEL: 0594-49-2703
FAX: 0594-48-3464
電子メール: suidoum@city.kuwana.lg.jp

13 モニタリング

桑名市は、事業者が行う本工事が契約書に定める要件、提案書類及び要求水準書等に示した内容を満たしていることを確認するために、本工事のモニタリングを行う。

桑名市のモニタリングにより、本工事の実施状況が契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、桑名市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講ずるものとする。

14 その他

- 1) その他詳細については、募集要項等で明らかにする。なお、募集要項等は、桑名市ホームページにおいて公表する予定である。
- 2) 地下埋設物資料はプロポーザル公告時に閲覧及び貸出しを予定している。このため、本事業の応募者又は応募を予定している者は、本事業に関し、地下埋設物管理者等の第三者機関への問合せを行ってはならない。問合せの実施等が判明した場合、本事業への参加(構成員、協力企業とも)を認めないこともある。
- 3) 公道内における現地確認を行う場合は、近隣住民、農業者等の第三者へ迷惑が掛からないように十分配慮すること。万が一、第三者との間でトラブルが生じたとしても、桑名市はその責を負わない。
- 4) 優先交渉権者決定までは、応募者を構成する法人の名称は、原則として公表しない。また、優先交渉権者決定後も選定されなかった応募グループについては、代表構成員のみ公表し、構成する法人の名称は公表しない。